

理美容店に行けない高齢者のご自宅に理美容師が出張し、ヘアカットを行います

高齢者理美容費助成事業



対象者



以下の要件のすべてを満たすかた

- ① 要介護認定3～5のかた
- ② 寝たきり状態等、歩行または外出の困難な状態のかた
- ③ 医療法に定める病院等に収容されていないかた
- ④ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、その他の福祉施設に入所していないかた
- ⑤ 理美容サービスを実施するうえで支障がないかた

内容



継続利用者

毎年7月に、その年の介護保険料本算定が決定されるため、7月に利用者の所得段階判定例判定・要介護度判定を行います。
 →要介護3～5に該当しないかたは廃止となります

毎年7月下旬に、理美容券を利用者に送付します。
有効期限：8月1日～翌年7月31日 枚数：12枚

介護保険料所得段階 1～3 のかた	介護保険料所得段階 4 以上 のかた
無料の券	1回1,400円の自己負担券

新規のかた

新規申請者の場合、申請月により発行枚数が異なります

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
12枚	11枚	10枚	9枚	8枚	7枚	6枚	5枚	4枚	3枚	2枚	1枚

券の紛失に注意！
再発行はしない



予約方法

利用者が理美容組合に電話し、出張理美容サービスを受ける日時を予約する
 ※施術中は、ご家族や介護士のかたの付き添い、ご協力が必要となります

● 理容組合

豊島支部 10:00～18:00	定休日 月曜日 第2・3火曜日
要町・高松・千川	03-3959-3792
長崎・南長崎・千早	03-3957-7015
池袋・東池袋・ 上池袋・南池袋・ 西池袋・池袋本町	03-3981-2045
目白・高田・ 雑司が谷	03-3971-9364
北大塚・南大塚	03-3983-1606
巣鴨・西巣鴨・駒込	03-3917-6933

● 美容組合

豊島支部 10:00～16:00	定休日 土・日・祝日
下記以外の地域	03-5567-0767
長崎支部 10:00～18:00	定休日 火曜日 水曜日
目白5丁目・南長崎・ 長崎・千早・要町・ 高松・千川	03-3957-5444

注意事項



- ・サービスの範囲は洗髪・散髪となっておりますが、対象者の身体状況や住宅事情によっては洗髪・散髪ができない場合があります。
- ・顔そりは理美容サービス内容から除外されますので、ご希望のかたは別料金となります。予約時に相談してください。
- ・サービス実施当日、散髪等が終了したら理美容券を1枚渡してください。自己負担のあるかたは、1,400円をお支払いください。

申請・問い合わせ先：各高齢者総合相談センター

名 称	所在地	電話番号	担当地域
菊かおる園 高齢者総合相談センター	西巣鴨2-30-19 特別養護老人ホーム 「菊かおる園」内	03-3576-2245	巣鴨3～5丁目 西巣鴨1～4丁目 北大塚1・2丁目
東 部 高齢者総合相談センター	南大塚2-36-2	03-5319-8703	駒込1～7丁目 巣鴨1・2丁目 南大塚1～3丁目
中 央 高齢者総合相談センター	東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎4階	03-5985-2850	北大塚3丁目 上池袋1～4丁目 東池袋1～5丁目
ふくろうの杜 高齢者総合相談センター	南池袋3-7-8 「オリナスふくろうの杜」1階	03-5958-1208	南池袋1～4丁目 雑司が谷1～3丁目 高田1～3丁目 目白1・2丁目
豊島区医師会 高齢者総合相談センター	西池袋3-22-16 豊島区医師会館2階	03-3986-3993	西池袋1～5丁目 池袋3丁目 目白3～5丁目
いけよんの郷 高齢者総合相談センター	池袋本町1-29-12 特別養護老人ホーム 「池袋ほんちょうの郷」内	03-3986-0917	池袋1・2・4丁目 池袋本町1～4丁目
アトリ工村 高齢者総合相談センター	長崎4-23-1 特別養護老人ホーム 「アトリ工村」内	03-5965-3415	南長崎1～6丁目 長崎2～6丁目
西 部 高齢者総合相談センター	千早2-39-16 西部区民事務所等 複合施設2階	03-3974-0065	長崎1丁目 千早1～4丁目 要町1～3丁目 高松1～3丁目 千川1・2丁目



お近くの高齢者総合相談センターがわからないかたは
下記へお問合せください

豊島区 福祉部
高齢者福祉課高齢者事業グループ

☎ 03-4566-2432

SDGs未来都市としま



豊島区
TOSHIMA CITY



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。